一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構（JCR）

認定登録制度規程

本規程は、一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構（以下「当法人」という）の会員規程に基づき、認定登録カイロプラクターの更新に関する事項を定めるものとする。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条

本規程は、当法人が実施する認定登録制度について、その目的、更新要件、単位制度および手続等を定め、本邦におけるカイロプラクティック専門職の質保証および継続的専門能力開発（Continuing Professional Development：CPD）を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条

本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) **登録者**　更新の有無にかかわらず、当法人に登録されたすべての者。

(2) **認定登録者**　当法人に登録され、更新要件を満たした登録者。
　　会員規程に基づく「一般会員」および「認定登録カイロプラクター」と同義とする。

(3) **限定登録者**　当法人に登録され、更新を行わず、登録者名簿への掲載のみを継続する登録者。

(4) **登録者名簿**　当法人が管理し、ホームページに掲載する登録者一覧。

(5) **認定登録制度**　認定登録者が一定期間内に所定の単位を取得し、更新することを義務付ける制度。

(6) **登録状況**　次の区分をいう。

- 認定登録　更新要件を満たした登録者の状況
- 限定登録（登録のみ）　更新を行わず、名簿掲載のみを継続する状況

(7) **登録区分**　第 1 種および第 2 種の 2 区分とし、会員規程に定める。

(8) **単位**　当法人が承認する講義、研修、実技または学術活動等により取得できる教育単位。

(9) **必須科目**　当法人が認定登録者に受講を義務付ける講義。

(10) **選択科目**　認定登録者が任意で受講する講義科目。

(11) **有効期間**　認定登録が有効である期間。

(12) **更新期間**　認定登録の更新申請を受け付ける期間。

第 2 章　認定登録

（認定登録の申請）

第 3 条

新規登録者は、常時申請を行うことができる

2　新規登録者は、オンラインまたは書面により認定登録の申請を行うものとする。

3　新規登録者は、認定登録の申請時に過去の単位取得の証明を提出する必要はない。
4　当法人が申請内容を審査し、適当と認めた場合には認定登録を行い、登録証を交付する。
5　認定登録料は、会費規程に定める額とする。

（有効期間）
第4条
認定登録の有効期間は3年とする。
2　有効期間は、認定登録が完了した日の翌日から起算する。

（更新申請）
第5条
認定登録者は、有効期間満了前に更新申請を行わなければならない。
2　更新申請は、更新期間内にオンラインまたは書面により行うものとする。
3　更新期間は、有効期限満了日の前後1か月とする。
4　更新申請が認められた場合には、有効期間満了日の翌日から新たに3年間更新されるものとする。
5　更新料は、会費規程に定める額とする。

（更新審査）
第6条
当法人は、提出された単位取得状況その他必要事項について審査を行い、更新の可否を決定する。
2　更新が認められた場合には、当法人は新たな認定登録証を交付する。

第3章　単位制度

（必須科目）
第7条
認定登録者は、各有効期間において、次の必須科目を受講しなければならない。
- 医療関連法規
- 広告法務倫理
- その他当法人が指定する講義

2　前項の講義は、行政機関の指針等に基づき当法人が作成または編集した教材によるものとする。

（選択科目）
第8条
認定登録者は、次の分野から任意に講義科目を受講することができる。
- カイロプラクティック学
- 臨床医学
- 基礎医学
- 公衆衛生および医療倫理
- 学術大会または研修

- 学術活動

（単位区分）
第 9 条
単位は、必須科目および選択科目の区分により、講義・研修・学術活動を考慮して算定する。
2　更新に必要な単位数は、次のとおりとする。
  - 必須科目　6 単位以上
3　自ら受講するよう努める単位数は、次の通りとする。
  - 選択科目　目標単位数　２０単位以上

（単位取得の証明）
第 10 条
単位取得の証明は、次のいずれかによる。
- 受講証明書
- 学術活動の成果物または査読結果

第 4 章　特例

（日本語受講困難者の特例）
第 11 条
日本語による必須科目の受講が著しく困難である認定登録者のうち、次の各号のすべてに該当する者は、当法人が提供する英語翻訳版教材を利用することにより更新申請を行うことができる。
(1) 英語による専門教育を理解できる能力を有すること
(2) 海外において資格制度が確立されている国または州のカイロプラクター免許を有すること
(3) 当該免許を継続的に更新していること
(4) 当法人が必要と認める証明書類を提出できること

（遅延申請）
第 12 条
やむを得ない事由により更新期間内に申請できなかった者は、有効期間満了日から 6 か月以内に限り遅延申請を行うことができる。
2　当法人が相当と認めた場合には、有効期間満了日に遡って認定登録は更新されたものとみなす。
3　遅延申請を行う者は、遅延手数料を納付しなければならない。

第 5 章　失効および再登録

（認定登録の失効）
第 13 条
次のいずれかに該当する場合、認定登録は失効する。
- 更新申請を行わなかったとき

- 必要単位を満たさなかったとき

2　認定登録が失効した場合、登録状況は限定登録に移行する。

（再登録）

第 14 条

認定登録が失効した者は、失効日から 1 年経過後に再登録を申請することができる。

2　再登録の申請にあたっては、必要単位を取得し、必須科目を受講しなければならない。

3　再登録は、新規登録に準じて審査を行う。

第 6 章　附則

（改正）

第 16 条

本規程の改正は、理事会の議決による。

（細則）

第 17 条

本規程の施行に必要な事項は、別に細則で定める。

（施行期日）

第 18 条

本規程は、2026 年 3 月 11 日から施行する。

2026 年 8 月 5 日一部改定

一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構(JCR)
認定登録制度　細則

（更新申請）

第 5 条

更新申請を希望する認定登録者は、次の書類を提出しなければならない。

- 必須科目の受講証明書

（単位区分）

第 9 条

講義、研修、実技、学術活動等の単位換算は、次のとおりとする。

領域	項目	単位数
必須科目 （6 単位以上）	広告法務倫理	3 単位
	医療関連法規	3 単位
合計		**6 単位**

※ 以下の選択科目の単位については、任意で受講する努力義務とする		
選択科目 （20 単位以上）	学術大会※1　参加	7 単位
	学術大会※1　一般演題発表	5 単位
	学会誌投稿※2	4 単位
	カイロ関連セミナー※3　参加	6 単位/7 単位(複数日)
	カイロ関連セミナー※3　講師	8 単位
	カイロ以外の臨床セミナー※4　参加	6 単位/7 単位(複数日)
	カイロ以外の臨床セミナー※4　講師	8 単位
	海外のカイロプラクター免許更新※5 （指定単位取得）	20 単位

※1　医療関連学会、日本カイロプラクティック科学学会及び世界カイロプラクティック連合世界大会等

※2　医療関連学会誌ならびに日本カイロプラクティック学会雑誌等の学会誌

※3　カイロプラクティック学分野に関するセミナー

※4　臨床医学、基礎医学ならびに専門職能・関連領域分野に関するセミナー

※5　法制化された国又は州におけるカイロプラクター免許更新のために指定された単位の取得。
Active（臨床可能）な免許のみを対象とし、Inactive（臨床休業中）の免許は対象外とする。

（施行期日）

第 17 条

細則は本規程の下位規程であり、本規程に反する場合は本規程を優先する

2026 年 8 月 5 日一部改定